

特 集

みんなで支える食品の安全 —農場から食卓まで—

食品は、様々な過程を経て、私たちの食卓に上ります。

野菜を作る人、魚を獲る人、牛・豚・鶏を育てる人、それらを原料に加工食品を作る人など、食品の製造には多くの人たちが携わり、それぞれが安全を確保するために取り組んでいます。

今回は、皆さんにもなじみ深い清涼飲料水について、農場から食卓までの生産、製造、流通などそれぞれの過程でどのように安全が確保されているのか、生産量の多い緑茶飲料を例にご紹介します。

清涼飲料水とは・・?

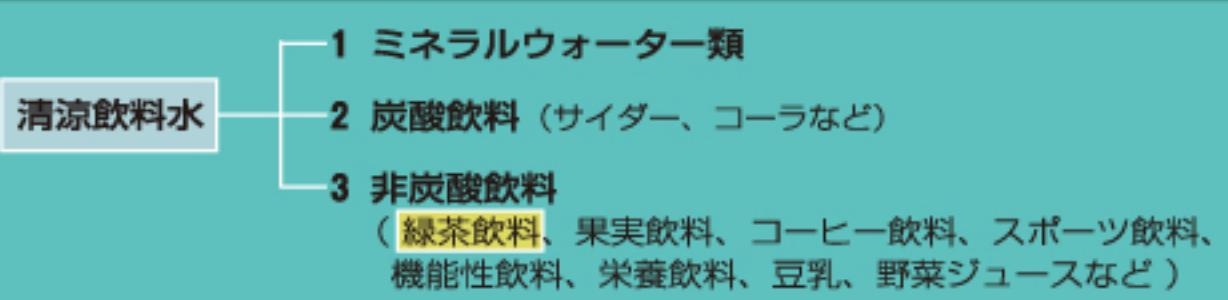
清涼飲料水は、スーパーの飲料コーナーはもちろん、自動販売機にいたるまで、多種多様な製品が販売されています。

歴史を紐とけば慶応元年（1865年）、長崎の藤澤半兵衛が外国人からレモネードの製法を習い「レモン水」と名付けて売り出し、これが国産第1号であろうといわれています。

以来今日まで、様々な製品が開発され、炭酸飲料をはじめミネラルウォーター類、緑茶飲料、コーヒー飲料などの製品が私たちの生活に身近なものとなっています。

清涼飲料水は食品衛生法上、「乳酸菌飲料、乳及び乳製品を除く、エチルアルコールの容量が1パーセント未満を含有する飲料をいうものであること」とされており、様々な製品が該当します。

性状から、次のように3つに分類することもできます。



緑茶飲料が食卓に上るまでの流れ

茶葉が緑茶飲料として食卓に上がるまでの一般的な流れです。

① 茶葉の生産 【生産農家】



② 緑茶の製造 【緑茶製造者】



【清涼飲料水メーカー】

③ 緑茶飲料の製造

- a 原料緑茶 → b 抽出 → c 調合 → d 殺菌 → e 充填 → f 印字 →
g 検査 → h 箱詰め → i 保管 → j 出荷

④ 販 売 【スーパー等販売店】



⑤ 食 卓

茶の収穫面積ナンバー3
(H18年度)

1 静岡県 2 広島県 3 三重県

*ちなみに神奈川県は19番目です。

① 茶葉の生産

生産農家は、良質な茶葉を生産するために、土づくりや樹づくりを行い、病害虫の付きにくい健全な茶の栽培に努めています。しかし、安定的に茶葉を生産するため、病害虫の発生の多い時期には農薬を使用します。

農薬を使用するときは、普及指導員などの指導により農薬取締法に基づいて適正に使用しています。



写真提供：株式会社神奈川県農業センター



② 緑茶の製造

茶葉は摘み取られた後、次の工程を経て、緑茶になります。

一般的な行程

- ↓ 蒸熱：蒸気で蒸し酵素を失活、青臭さを取り除く。
緑茶の色、品質が決まる。
- ↓ 粗揉：茶葉をもんで柔らかくする。
- ↓ 揉ねん：さらに加熱せずに茶葉をもみ、水分を均一にする。
- ↓ 中揉：茶葉を成形しやすいようにもみながら乾燥させる。
- ↓ 精揉：茶葉を針状に整形する。
- ↓ 乾燥：熱風で乾燥し水分を6%程度にする。



製造者は、
ごみなど異物が入らない
ように衛生管理に
十分注意しています。

(写真提供：株式会社神奈
川県農協茶業センター)

緑茶飲料メーカーは、それぞれ製品の原料に適した緑茶を購入します。



緑茶には
農薬の残留基準
が定められて
います。

農薬の残留基準：
緑茶に関する200を超える農薬の基準と
それ以外の農薬に関する一律基準が定め
られています。各基準に適合しなければ
販売はできません。

保健福祉事務所では、継続的に県内産の
緑茶について農薬の検査を実施していま
すが、これまで違反はありませんでした。



保健福祉事務所の食品衛生監視員は、異
物混入防止対策など衛生的な取扱いにつ
いて指導を行います。

③ ある製造所の緑茶飲料(清涼飲料水)の製造

代表的なペット (PET*) ボトル入りの緑茶飲料の製造工程をご紹介します。

清涼飲料水を製造するには、保健福祉事務所の
営業許可が必要です。

a 原料の受け入れ

原料の緑茶を受け入れます。風味などを確認し、受け入れ基準に適合した
適正な緑茶を使用します。

緑茶は一種類だけを使用したり、数種類をブレンドしたりして製品の
品質を決めています。

輸入緑茶は輸入届出済証、試験検査証などで安全を確認します。

* PET:合成樹脂の一種でポリ
エチレンテレフタレートの略。
(Polyethylen terephthalate)



管理ポイント：受入れにあたっては原料の賞味期限、農薬の残留基準に適合しているか、色、風味
などを確認し記録します。

b 抽出

原料の緑茶を抽出機に入れ、お湯で抽出します。

お湯は、水道水や地下水をろ過など高度な
処理をして製造した純水を使います。



大きな茶漉しの
ようなものです。
数種類をブレンドする
ことがあります。

* 抽出後遠心分離機で微細な粒子
を取り除くことがあります。

また、緑茶は、製造後時間の経
過とともに、成分がニゴリやオリ
となって現れてきます。それを防
ぐためにフィルターでろ過するこ
とが多く見られます。ろ過しすぎ
ると香りが飛んでしまいます。

管理ポイント：地下水、純水の水質検査を
定期的に実施し記録します。

抽出されたお茶は調合タンクにためます。



製品の味を決める
大切な工程です。



c 調合

調合タンクでは、製
品の規格に合うよう
に、pH調整、濃度調整、ビ
タミンCの添加などを
行います。

管理ポイント：味、pHなどの項目を検査し
記録します。

d 殺菌

調合された抽出液は、殺菌機で殺菌されます。



殺菌方法は
食品衛生法で
定められています。

例：130℃、
60秒の殺菌



殺菌の基準：85℃
で30分加熱する方
法またはこれと同
等以上の効力を有
する方法で殺菌す
ること。

管理ポイント：殺菌温度・時間をモニターで確認し、記録します。



e 充填

殺菌された抽出液は、冷却され、そのまま無菌的にペットボトルに充填されます。その後にキャップを締めて密封され、緑茶飲料となります。



容器のPETボトルにも規格基準が定められています。



充填室は、従業員の出入が制限され、カビなどが入らないように清潔な状態に管理されています。



容器は、材質試験や溶出試験に適合することが定められています。



f 印字

キャップやボトルに賞味期限や記号を印字します。

ボトルの印字例
「17：50」
印字した時間17時50分を記載しています。



キャップの印字例
「081231/AA」
賞味期限2008年12月31日
製造所固有記号AAを記載しています。

製造所等の表示が記載された製品ごとのラベルを貼り付けます。



g 検査

液量、ラベル、キャップ、印字の検査を行います。



管理ポイント：各検査用の機器が正常に運転していることを定期的に確認します。



h 箱詰め

製品となった緑茶飲料は、箱詰めされ、製品倉庫に保管・管理されます。



i 保管



管理ポイント：庫内温度を確認し、防虫対策を実施します。

製造所における自主検査

製造所では、様々な検査を実施して、製品の安全や品質を確保しています。製品の検査結果で問題がないことを確認してから出荷します。

殺菌が適切に行われたかどうか、微生物（大腸菌群、カビ、酵母）検査などで確認します。



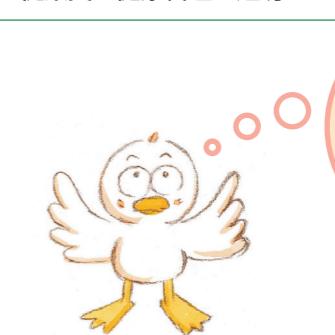
保健福祉事務所の食品衛生監視員は、製造所における製造や管理が適切に行われているかどうか各製造工程、記録類などを確認し、指導しています。

- ・原料の確認は適切か？
- ・使用水は適正か？
- ・殺菌は十分か？
- ・各種記録類にもれはないか？
- ・従業員の健康管理は適切か？



j 出荷

製品に振動を与えることなく、落下をしないよう慎重に取り扱っています。



いざ出発！
ここから、問屋や販売店に配送されます。

④販売

緑茶飲料は、スーパー や、自動販売機で販売されています。

販売の仕方も様々で、個別売り、ケース売り、常温・冷蔵又は加温して販売する方法があります。



保健福祉事務所の食品衛生監視員は、スーパーなどで保管、陳列販売されている、製品の衛生管理、温度管理、表示等をチェックします。



(表示例)

品名：緑茶（清涼飲料水）
原材料名：緑茶、ビタミンC
原料原産地名：国産
内容量：500ml
賞味期限：キャップに記載
保存方法：直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者：○○○○株式会社
神奈川県十市十
1-2-3
製造所固有記号は賞味期限の右に記載

保健福祉事務所は、県内の清涼飲料水製造所で製造された製品やスーパーなどで販売されている製品の検査を実施し、清涼飲料水の成分規格に適合しているかどうかを確認しています。適合していない場合は、回収などにより違反品を排除して安全の確保に努めています。

(清涼飲料水の成分規格)

| 項目 | 基準 |
|------------|----------|
| 混濁 | 認めない* |
| 沈殿物 | 認めない* |
| ヒ素、鉛、カドミウム | 不検出 |
| スズ | 150ppm以下 |
| 大腸菌群 | 陰性 |

* ただし、原料の成分に起因する混濁、沈殿は除く。

⑤食卓

緑茶飲料を購入したあと、消費者のみなさんの取扱いによっては、カビが発生するなど緑茶飲料の品質が悪化することがあります。

購入時・購入後の取扱い上のチェックポイントをご紹介します。

★緑茶飲料購入時のチェックポイント

飲みきれる
サイズのものを
選びましょう。



賞味期限を
確認しましょう。

キャップが
緩んでいないことを
確認しましょう。

★緑茶飲料購入後の管理ポイント

衝撃を加えない
ようにしましょう。

落とさないように
しましょう。

車の中など、
直射日光の当たる場所や、
凍結する場所には放置しない
ようにしましょう。



PETボトルは透明なので、中身が日光
などの影響を受けやすい容器です。

いったんフタを開けたら、
すぐに飲みましょう。

一度に飲みきれない場合は、
直接口をつけずにコップなどに注
ぎ、キャップをしっかり閉めて、
残りは冷蔵庫で保存して、
早めに飲みましょう。

いったん開封すると空気中からカビなどが
入ったり、直接口をつけて飲むと口の中の
細菌などが入ったりします。そのまま放置
しておくと飲料中にカビなどが増殖するこ
とがあります。

おわりに…

緑茶飲料を例に清涼飲料水が食卓に届くまで、どのように食品の安全が確保されているかをご紹介しました。

原材料の茶葉の生産・緑茶の製造、緑茶飲料の製造、販売と一連の過程を経て、消費者の手元に届きます。

生産者、製造者、販売者は、食品衛生法、農薬取締法などの法律に基づき生産、製造を行い、多くの人たちが食品の安全を確保しています。また、行政機関は、それらが適切に行われているかどうかを監視・指導すると同時に消費者の方への情報提供に努めています。

なお、清涼飲料水に限らず食品について不安なことやご不明なことがありましたら、「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル（045-210-4685）」（P18参照）にお気軽に問い合わせください。